

西東京市公共工事代金債権信託制度に係る債権譲渡の承諾に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市（以下「市」という。）が発注する工事の施工を請け負う中小企業等（以下「受注者」という。）に新たな資金調達の道を開くため、受注者が保有する工事代金債権を金融機関に譲渡することに関し、市長が工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定に基づく工事代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする場合の必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

債権譲渡の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 請負金額（工事請負契約により市が支払うこととされる額をいい、債権譲渡の承諾の申請時までに契約変更により請負金額が変更となった場合は、変更後の請負金額をいう。以下同じ。）が1,000万円以上の建設工事であること。
- (2) 西東京市契約事務規則（平成13年西東京市規則第58号。以下「規則」という。）第53条の規定による前金払（以下「前金払」という。）、第53条の2の規定による中間前金払（以下「中間前金払」という。）又は第54条の規定による部分払い（以下「部分払い」という。）がなされている場合は、工事の進捗率が、請負金額のうちの前金払、中間前金払又は部分払い相当額の割合を概ね超えていること。
- (3) 次に掲げる事項のいずれにも該当していないこと。

ア 第5条第1項第1号に規定する債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合

イ 受注者が工事請負契約書第39条各号又は第40条各号のいずれかに該当するため、債権譲渡を認めることが不相当と判断される場合

ウ あらかじめ一切の債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合

エ その他受注者の施工能力に疑義が生じている等、債権譲渡を承諾することが不相当と認められる場合

第3 譲渡の対象となる工事代金債権の範囲

譲渡の対象となる工事代金債権（以下「譲渡工事代金債権」という。）の額は、当該工事が完成した場合においては、工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた既済部分に相応する請負金額から既に支払いを受けた前金払、中間前金払及び部分払いの金額並びに当該工事請負契約により発生する違約金等の市長の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 債権譲渡承諾後に当該工事請負契約の内容に変更が生じ、請負金額が増額又は減額された場合の譲渡工事代金債権の額は、契約変更により増額又は減額された後の額とする。

第4 債権譲渡人及び債権譲受人

市長が債権譲渡を承諾する受注者（以下「債権譲渡人」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であること。

イ 中小企業者以外のものであって、かつ、当該工事の履行に関し、下請負人である中小企業者に対する支払計画があること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当していないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項の規定による破産手続開始の申立てをした場合

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした場合

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした場合

エ 会社法（平成17年法律第86号）第511条第1項の規定による特別清算開始の申立てをした場合

オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

カ その他債務の弁済が不可能な状態となった場合

(3) 過去2年間、工事成績不良による指名停止措置を受けていないこと。

2 市長が債権譲渡の承諾をすることができる工事代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、金融機関とし、個別に承認する。

第5 債権譲渡の承諾申請

債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行うときは、次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 債権譲渡承諾依頼書 3部

(2) 公共工事代金債権信託契約書の写し 1部

(3) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1部

(4) 当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が、建設工事等競争入札参加資格審査受付票に押印されている使用印又は代理人印である場合は、当該受付票の写し 1部

(5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの（保険又は保証約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。） 1部

2 前項の場合において、債権譲渡人及び債権譲受人は、当該工事の履行期限の2週間前までに、前項各号に規定する書類を共同して持参し、市長に提出するものとする。ただし、共同して持参ができない場合には、債権譲渡人又は債権譲受人のいずれかの委任状を提出することにより、単独で提出することができるものとする。

3 市長は、受付から承諾までの間に当該工事請負債権が第三者に譲渡されているこ

との事実について把握した場合は、速やかに承諾手続を中止する。

第6 債権譲渡の承諾

市長は、第5第1項各号に規定する書類の提出を受けた場合には、当該書類の内容等を審査し、適当と認める場合には、債権譲渡について承諾するものとし、債権譲渡人及び債権譲受人に対して、債権譲渡承諾書をそれぞれ1通ずつ交付するものとする。

- 2 前項の交付は、第5第1項各号に規定する書類の提出を受けた後、速やかに行うものとする。
- 3 債権譲渡の承諾をするときは、債権譲渡整理簿に必要事項を記載するものとする。

第7 債権譲渡の不承諾

市長は、債権譲渡の申請に係る工事が第2に規定する工事に該当しないと認められるとき、受注者が第4第1項に規定する債権譲渡人に該当しないと認められるとき、又は第5第1項各号に規定する書類の確認により、承諾を行うことが不相当と認められるときは、債権譲渡の承諾をしないものとする。

- 2 市長は、前項の規定により債権譲渡の承諾をしないときは、速やかに債権譲渡人及び債権譲受人に債権譲渡不承諾通知書により通知するものとする。

第8 出来高査定

信託契約に基づく工事の出来高査定は、債権譲受人が行うものとする。

- 2 債権譲受人は、前項の出来高査定のため工事現場への立入り等の必要がある場合は、事前に市長の許可を得なければならない。
- 3 市長は、債権譲受人から、前項の立入り等を求められた場合は、工事に支障のない範囲内で認めるものとする。
- 4 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分を証明するものを持参するものとし、市長から提示を求められた場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

第9 契約変更の場合の取扱い

債権譲渡承諾後に当該工事請負契約の内容に変更が生じ、工事代金が増減した場合の工事代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事代金債権の額から契約変更により増額又は減額された後の額とする。

- 2 債権譲渡人は、債権譲渡が承諾された後に、契約変更により工事請負契約の請負金額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に市長に提出した承諾書の写しを提出しなければならない。
- 3 債権譲渡人及び債権譲受人は、契約変更が行われた場合には、工事代金債権計算書（契約変更用）を作成し、市長に提出するものとする。

第10 契約解除の場合の取扱い

債権譲渡承諾後に当該工事請負契約が工事完成前に解除された場合の工事代金債権の額は、既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた当該既済部分に対応する請負金額から前金払、中間前金払、部分払いの金額及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 市長は、債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等により当該工事請負契約が解除されたときは、前項の規定により算出した工事代金債権の額を、債権譲受人に通知するものとする。
- 3 債権譲受人は、前項の規定による通知を受けたときは、工事代金債権計算書（契約解除用）を作成し、市長に提出するものとする。この場合において、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書（契約解除用）の作成が不可能なときは、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

第11 工事代金の請求

債権譲受人は、市長による検査等の所定の手続を経て、請負金額及び部分払いの金額の額が確定したときに限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、市長に対し支払を請求することができる。

- 2 債権譲受人は、確定した工事代金等の支払を請求するときは、工事代金請求書を市長に提出するものとする。

第12 不利益な取扱いの禁止

市長は、債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、入札及び契約の手続等において不利益な取扱いをしてはならない。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。